

令和3年度 法人本部 事業計画

定款に定める当法人の目的

この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

法人の理念 清水あすなろ福祉会のめざすもの

- 一、 すべての子ども、障害のある人、高齢者が健康で文化的な生活がおくれるよう、地域の人々と力を合わせて、地域福祉の充実と向上に努め、施設として可能な限り必要な支援を行います。
- 二、 子供たちが集団の中で、一人ひとりが大切にされ、高齢者や障害のある人も一人の人格として尊重される施設運営を目指し、常に努力します。
- 三、 利用者・職員・地域住民・関係者の協力を基礎に健全な財政の確立に努め、一人ひとりの意見を大切にす民主的な運営・経営を行います。
- 四、 公的な責任と共同の力で、だれもが、必要なときにいつでも利用できる福祉施設の実現を目指し、広範な人々と協力します。

法人本部理事会・評議員体制について

2021年度は理事会および評議員の全員が改選になります。

基本的には全員の再選を考えていますが個別には辞意を表明している役員もいますので個別に意思を確認しながら候補者の選定に入る必要があります。

理事会では大滝理事が園長退任となります。後任園長の白鳥氏を新たに理事に推薦しますが大滝氏の今後の意向を確認しながら全体の役員構成を考えます。

評議員でも辞意を伺っている方が複数名おられますので後任の人選をすすめなければなりませんが一通り全評議員に留任の意向を確認しなければなりません。

日程的には

評議員候補推薦確定 4月理事会 5月 評議員選任解任委員会にて評議員決定

理事候補推薦確定 5月理事会

6月評議員会にて理事選任 理事決定後2週間以内に理事長決定。

理事会開催は例年通りとするが、コロナ禍の終息が不確定な状況下であり、場合によっては2020年度同様文書による持ち回り開催などを適宜検討してゆく。

理事会での討議時間の短縮を目指し、内容の充実を図る。そのための事前の資料送付を厳密にし、1週間前には確実に資料が各理事の手元に届くようにする。また各施設からの報告や試算表などは書式を統一し、見やすいものとする。具体的に書式をどうするか

は事務局施設長会議で検討して決定する。

法人事務局体制について

法人本部事務局は前年度 3 人体制で行ってきたが今年度も引き続き 3 名（加藤・杉井・鈴木）で構成していく。

会議の開催は従来通り原則として毎月第一金曜日の午後開催とする。

理事会の具体的取組課題

基本的課題

基本的な責任は施設運営が理念に反していないかのチェックと経営の継続性についての確認。これらは理事会での報告・討議を中心として行われている。

近年経理データの集計と見やすい形でのデータ加工が思うようにいかず、予算管理が適切に理事会で検討しにくい状況が続いている。手法を検討し理事会で数値の確認が行ない易いシステムを考える。

情報発信について

法人だよりは引き続き施設情報と福祉情報を発信していく。

内容については現状をベースにしながら編集会議などで検討を加えより見ごたえのある内容を目指す。具体的内容は編集委員会に一任とする。

発行についてはこれまで 3・6・9・12 月であったが、理事会・評議員会の開催時期、施設行事などを勘案し 21 年度から 4・7・10・1 月の発行に切り替える。

ホームページによるインターネット配信について法人本部については内容としては適切な管理運営がなされていると考えるが本部に求められるものと施設に求められるものでは内容が異なる。これまでは法人本部が管理しながら同一ページで法人本部の情報と施設情報をけいさいしていた。今後は本部は本部だけのページ管理とし、施設情報はページを分離して完全に施設管理として、相互のページのリンクを貼り付けるように変更したい。もともと、ともの家のホームページは独自に管理されているし、施設情報は施設で無ければ書けないものでもあり、現状が大きく変わるものではないが求められるものは情報発信のスピードと、閲覧者の求める情報がタイムリーに表示されているかという視点。

発信側が閲覧者に知らせたい情報を発信することも重要ではあるが知りたい情報は何かという視点をおろそかにしてはいないか。

施設を利用したいと思って HP を見た時、知りたい情報が掲載されているか？

就職したいと思ってみた時に、現在、職員募集を行っているかどうかを含め、知りたい情報が掲載されているか？

HP の編集は基本的に各施設の責任ではあるが理事会としても内容に常に関心を持ち施設に対して適切に意見を伝えてゆく。

防災対策から危機管理へ

防災委員会が作られた当初想定していた自然災害や火災などの人的、物的損害を対象として考えていたものが、昨年来のコロナ禍を含めた感染症などの事態も含め「危機管理」としてより幅広い対応が求められている。現在3名の構成で取り組みを進めているが各施設の防災に関する規定なども取り揃ってきた。

現在はコロナ一色であるが今後の感染症対策も含めて考えると火災や水害、異常気象・大地震などへの対策も含め、経営上の突発的危機に対応できることが求められる。2021年度から防災委員会を危機管理委員会とし、現実に応じた体制の確立のために三施設との連携を密にして問題点を洗い出し、マニュアル等の整備を充実させてゆく。

危機管理の一環として法的対策を考え、顧問弁護士をおく。具体的には静岡合同法律事務所との顧問契約を締結する。

地域懇談会について

4年目となる今年度、開催内容について再検討する。

細かな内容については理事会で検討することとするが、基本的には三施設の職員・利用者及び地域福祉関係者からの施設運営についての評価や問題点、社会情勢の変化の中であすなる福祉会として取り組むべき内容或いは現状の改善点などを中心として意見交換・討議を行うような内容とする。

職員研修について

新入職員研修は引き続き行う。

風の子保育園開園に至る過程を含め、先人の苦勞と努力を紹介する法人の歴史は重要事項として今後も新人研修として重視してゆく。

同時に社会福祉事業の位置づけを明確にし、自助が強調される政権下で、憲法で保障された基本的人権を守る砦としての役割を明確にしてゆきたい。

施設課題について

コロナ禍により様々な行事が中止されたり規模縮小されたりしている中で、2021年度の施設行事がどう行われるか、現段階では不透明。

コロナ禍対策を一過性のものとするか、感染症対策として恒久的なものとするか、人と人との結びつき否定的に考えなければならない現下の状況のもと、これからの施設の在り方、職員同士、職員と利用者、利用者同士、といった結びつきや交流をどうしたらよいかを考えながら進める一年となる。

その他

監事監査について

日常の各施設運営についての状況確認については引き続き野田、佐塚両監事による業務チェックと結果の理事長への報告をお願いしていく。